

2026年4月14日

国立大学法人島根大学長

大谷 浩 殿

島根大学職員組合

中央執行委員長 関 耕平

### 団体交渉の申し入れ

島根大学職員組合は、下記の要求事項について協議を行うため、団体交渉を申し入れします。

交渉の実施時期については、5月中での開催を要望します。

#### 要求事項

##### 1. 令和8年度以降の人事計画について

2025年3月10日開催の学術研究院会議において、令和7年度以降の人事計画について、

- ・教員採用については令和8年度まで延期
- ・自己都合退職者および定年退職者の補充については2年間凍結

とする審議結果が示されたとの説明がありました。

しかしながら、現場では人員不足により業務負担が増大し、すでに疲弊している教員も多数存在しています。このような状況を踏まえ、令和8年度以降の教員人事について、大学としてどのような考え方を持っているのか、具体的な方針を明らかにしてください。

また、職員人事についても、今後の基本的な方向性および見通しについて説明を求めます。

## 2. 技術職員のキャリアパス制度について

2025年10月28日の団体交渉において、「研究開発マネジメント人材に関する体制整備事業」の採択を受け、教員も含めたキャリアパス制度について、組合と意見交換を行いながら検討を進めていきたい、との回答がありました。

その後、当該キャリアパス制度の検討・整備について、現在の進捗状況および具体的な検討内容を明らかにしてください。技術職員については年齢構成の高まりもあり、将来を見据えた処遇・役割の整理が急務です。

早期の制度化に向けた大学の考え方と今後の予定について説明を求めます。

## 3. 年俸制契約職員の労働条件通知書への時間給記載について

年俸制契約職員の労働条件通知書には年俸額のみが記載されており、実際の時間給を把握するためには個別に計算を行う必要があります。

近年、最低賃金が継続的に引き上げられる中で、自身の賃金水準が最低賃金とどのような関係にあるのかを容易に確認できない状況は問題であると考えます。これまでも時間給(参考額を含む)の記載を求めてきましたが、現時点での大学の考え方、及び記載が困難である場合にはその具体的理由について説明を求めます。